

4. その他の事項

4-1. 外国籍研究員の賃貸住宅の連帯保証人

令和2年12月25日 作成

Q5. 外国籍の研究員または技術員の研究開発や社会生活を支援するための体制（各種事務手続きの英語化、英語対応可能な事務職員の配置等）について、問題になっている事項はありますか。

課題等の概要	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none">● 外国人が賃貸住宅に入居する際に保証人が見つからないといった問題を解決できないか。	<ul style="list-style-type: none">● ご指摘の問題を解決するような国等での統一的な制度はなく、ご所属の組織の担当部署にご相談ください。● その際のご参考としましては、例えば、NICTにおいては、新規に外国籍の有期雇用職員等を採用する場合、適切な連帯保証人を見つけられない場合や敷金・礼金などの初期費用を支払うことが困難な場合に対応するための制度（※1）があります。また、理研においては、海外からの赴任者に構内住宅や保証人が不要な賃貸住宅の紹介支援を行っています。産総研では、AIST インターナショナルセンター（AIC）において、外国人の滞在生活に関する案内・相談・支援を英語環境で行っており、例えば、保証人が不要な賃貸住宅の紹介支援などを行っています。● 上記実績のある研究機関における規定等の詳細については「AI人材獲得・人材育成及び研究環境整備に関するご意見フォーム」（※2）よりお問い合わせください。 <p>※1 NICT 外国籍有期雇用職員支援制度概要 NICT では、平成 25 年度に「外国籍を有する有期雇用職員に対する住居の賃貸借契約に係る連帯保証等に関する通知」を定め、新規に外国籍の有期雇用職員等を採用する場合における賃貸借契約への連帯保証や敷金・礼金などの初期費用の立替え払いを可能としています。</p> <p>※2 https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0494.html</p>